

# 近世奈良東向北町の歴史人口学

速水 融

## 一 東向北町の戸口概観

筆者は、最近刊行された別稿において、奈良東向北町に残る寛政五年（一七九三）—明治五年（一八七二）の宗門改帳を用い、その住民について、基礎となる歴史人口学的指標を検出し、職業構成と奉公人等について検討を行つた。<sup>(1)</sup> 本稿は、そこで見出された問題や、紙数の関係上、論じきれなかつた課題について、同じ史料を用い続いて考察するものであり、前稿の姉妹編とでもいふべき性格を持つものである。重複を避けなければならないのは当然であるが、まず、前稿で見出されたこの町の歴史人口学的特徴を概観しておこう。

最初にこの町の人口趨勢であるが、史料となる宗門改帳が、途中（天保十四年）で、記載内容を変え、奉公人を記載しなくなつてしまつた。おそらくは、都市出稼人口の帰農を命じた天保改革令と関連するものと考えられる。町方の人口を検討する場合、奉公人の多寡は非常に重要で、家族員の規模以上に、その町の経済活動を反映する指標ともなる。この町の場合、奉公人の記載がなくなる直前には、一〇人から一五人、全人口の一〇ないし一五パーセントであるが、男子の生産年齢人口（一一歳—五五歳）に限れば、その二〇パーセント前後を占めていた。従つてこの町の人口趨勢や人口構造を見る場合に、奉公人が記載されなくなつたことを無視して検討することは出来ない。天保十四年以前の奉公人を含んだ人口を対象とするか、全期間については奉公人を含まない人口を対象とする他はない。

奉公人については、本稿でもさらに検討するので、まず、奉公人を含まない人口の趨勢を見よう。史料の残存する最初の年、寛政五

年には七三人であったのが、文政三年（一八二〇）まで着実に増大を続け、一一五人へと五七・五パーセント、年率一・八パーセントという高率で増加した。

人口はその後、減少局面に入り、文政五年には九八人と一〇〇人を割り、一時的に一〇〇人を越える年もあったが、安政七年（一八六〇）には七五人にまで低落する。三四・八パーセント、年率にして〇・九パーセントの減少である。しかし、人口は、その後は頗著な回復を見せ、史料の最終年次には、一〇九人へと、安政七年以降四五・三パーセント、年率三パーセントというハイレーベルで回復した。

このように、人口の趨勢は、増加局面と減少局面が数十年の波長で交替しているので、ある短期間をとって、そこに見られる増加あるいは減少傾向を、長期の趨勢の一部として議論すべきではない。

たまたま史料がいづれかの局面しか利用可能でない場合、そこに見出される特徴が、長期の趨勢とは異なる様相を呈することはいくらもあり得る。

さらに、ここに述べた人口の波動は、男女を加えた全人口である。これを男女別に見ると、前稿で示したように、女子人口が比較的安定的であったのに対し、男子人口はその変動幅が大きくなっている。

男子では、最大が文化九、十年（一八一二、一三）の六五人、最小が嘉永五、七年（一八五二、五四）の三三人であったのが、女子で

は、最大が明治二、三年（一八六九、七〇）の六〇人、最小が寛政七年（一七九五）の三七人であった。女子人口は、年代とともにその比率を増加させている。

何分、対象とする人口集団の規模が小さいので、男女の比率の変化が、意味のあるものか否か、一旦いずれかが大きくなると、しばらくは続いてしまう統計上の事柄なのか、判断に苦しむところである。

このように、僅か一〇〇人を越えるか越えないかの人口であるが、長中期的な波動や、男女比率の変化など、解説を要する点をかかえているのである。

家数については、人口ほどの大きな波動は見せず、最大が明治二、三年の三三、最小が当初、および天保元、二年（一八三〇、三一）の二一の間を、長期的には増加傾向を伴いつつ変動した。

この町は、奈良興福寺が東の方角にあつたことからその名が付けられたようだ。また、奈良奉行所も隣接しており、近世奈良の中心近く位置していた。しかし、京都や大坂と異なり、全国的規模での大商人は少なくとも史料の利用可能期間内には見当らず、小売商と職人、少数の小規模な金融業者、寺社関係者からなる町であった。したがって、性格的には江戸や大坂の、大商人が軒を連ねる町とは云えない。しかし、宗門改帳の他、町の公的な歳時記とでもいいうべき『万大帳』が利用可能であり、それに収録されている町の住民の

職業構成は、この種の史料の不在に悩む現在の研究者には、貴重な情報源である。その詳細は前稿で示したので、ここでは繰り返さない。

前近代社会の都市人口を取り扱うに際して、歴史人口学上の最大の課題は、都市人口が持つ人口減少要因としての性格が、いかに機能していたか、という問題であろう。「都市人口と地域経済とのネガティヴ・フィードバック・ファンクション」<sup>(3)</sup>、すなわち、地域の経済発展が、都市化、あるいは都市への人口集中をもたらすような性格を備えているような場合、都市では人口の内部的増加力がネガティヴなため、地域全体として、経済的発展にもかかわらず、人口は増加しない、という現象が見られる。事実、江戸時代の、江戸を中心とする関東地方、京都・大阪を中心とする近畿地方および周辺では、他の地方（ただし東北地方を除く）では増加が見られたにもかかわらず、人口は減少傾向にあった。そして、この時期、都市人口比率の最も高かったのは、他ならぬこの二つの地方であった。

奈良が含まれる大和の国別人口の幕府による調査をとっても、判明する最初の年、享保六年（一七三二）に、四一万三千人であったのが、最終の弘化三年（一八四六）には、三六万一千人へと、約一三パーセントの減少を見せた（なお、明治三年の維新政府による最初の調査でも、四一万八千人と、除外人口の多かった享保六年の人口と大差ない）。この間、人口が享保六年の数字を上回ることはな

く、最低は、天明六年（一七八六）の三三万六千人となっている。このことから、大和国の人口は、長期的にはむしろ確実に減少傾向にあった、と云えるだろう。同様な趨勢は、幕府の調査による限り、五畿内を構成する、山城、摂津、河内、和泉の各國でも見られるので、これらの、都市人口比率の最も高かつた近畿地方に含まれる國々の人口趨勢には、共通する要因が作用していた、といえる。

このことからも、江戸時代の日本において、都市は歴史人口学上、他の前工業化社会におけると同様の機能を演じていたことは疑う余地もないが、問題は果してそれが、如何に、どの程度の影響を与えていたか、である。筆者は、かつてこのような現象を、都市の「蟻地獄」的性格と呼んだ。<sup>(5)</sup>ヨーロッパにおいても、このような現象を論ずるに際して、都市の「墓場説」(graveyard theory) という名が付けられた。<sup>(6)</sup>しかし、このような表現は、あたかも、都市では人口を減らす要因、つまり死亡率が高いということを専ら語るかのように受け取られがちである。また実際、これらの説が唱えられ出した当初においては、人々の注意が都市における死亡率の高さに注がれた。しかし、その後、個別研究が進むにつれて、都市の持つ歴史人口学的特徴のもう一つの面、すなわち人口を増やす要因が弱かつたことに注目が集まるようになつた。すなわち、都市における出生率、出産力、性比、有配偶率、結婚年齢等の特性が論じられるようになつた。多くの個別観察を通じて、都市では、性比がアンバランスで

男子が多く、有配偶率が低く、独身者が多い。結婚年齢も高く、総じて家族形成力が弱いので出生率は低くなる、というのである。

たしかに、「墓場」説にせよ、「蟻地獄」説にせよ、人口変動要因の一面、すなわち減少要因あるいは死亡率のみを考慮していたのだと思えば、議論として十分であったとは云えない。問題はある事象の比喩的表現が適切かどうかではなく、どのような表現であれ、検討内容が十分であるか否かであろう。前稿および本稿で取り扱う町は、人口僅か一〇〇人あまりの集団であるが、江戸時代の日本においては、紛れもなく都市を構成するこの町の人口変動要因を検討して、増加要因と減少要因が、農村と比べて異なつていたか否かを明らかにしようとするものである。そして、仮説として持っている、都市人口の低出生率、高死亡率という特性が、それらを内容的に規定する諸人口学的指標によつて、どのように支えられているのか、を追求することを通じて、「墓場」説、「蟻地獄」説を、出来るだけ精密に再検討してみようとするものである。

## 二 人口と世帯数変動

前節で述べたように、この町の人口は、奉公人を除いたとしても、かなり激しく変動した。変動の外的要因については、史料が宗門改帳と「万大帳」に限られているので、説明することは困難である。しかし、変動の内容を明らかにすることを通じて、なし得る限りそ

の要因に迫ることは出来るし、しなければならない。

第2—1表は、史料の利用可能期間内の人口変動の理由別一覧である。ただし、ここに示したのは、奉公人を含まない家族員のみである。これは、再三述べるように、史料の途中で、奉公人に関する記載が消滅し、連続して同質の統計が得られないためである。数字は、五年ごと（但し、最後は二年）に括って示してある。出生と死亡は、男女ともほとんど同数で、この点に見る限り、この町は、人口の自然増減についてはほとんどバランスしていたといえるだろう。

変動の項目で、「結婚」は、史料の上で移動の理由が結婚と明記されていたり、事実がそうであると認定出来る場合である。これに対して「養子」とは、結婚と明記されていない養子・養女であるが、この中には、結婚を伴う場合もあつたし、そうでないものも含まれていたであろう。しかし、その判別は出来ないので、「結婚」と「養子」とは一応合算して取り扱うことにする。そうすると、男子においては増加と減少は拮抗しているが、女子では結婚による流入が、同じ理由による流出を大きく上回り、引越しによる流入を加えると、六二人の「入超」となる。にもかかわらず、人口が大きくなれば、變化しなかつたのは、「その他」の理由による「出超」が大きく、「入超」分を相殺してしまつてゐるからである。

### 年齢別構成

この町の年齢別構成については、前稿で五歳きざみの階層別構成

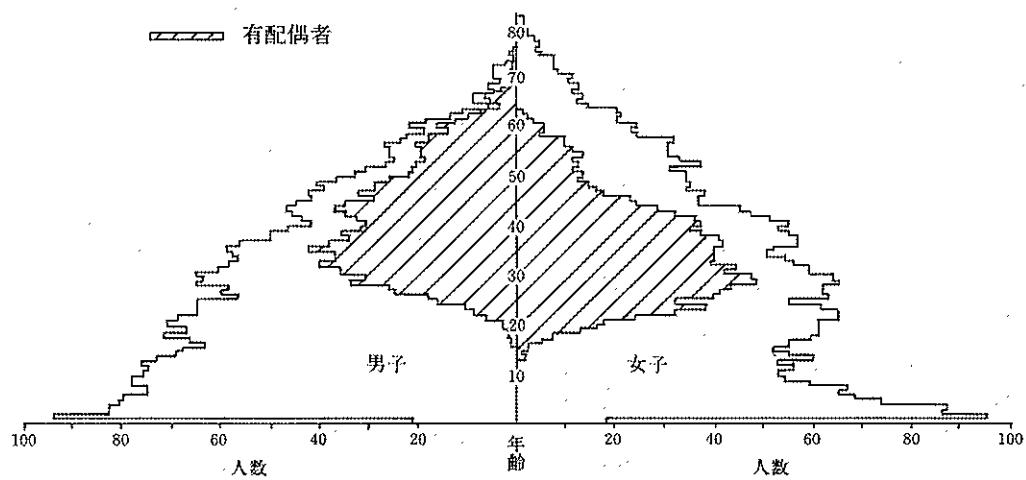
第2-1表 人口変動の内容別

| 増 加         | 男 子      |     |     |     |     |     | 女 子      |     |    |     |     |     | 合 計      |     |     |     |     |     |
|-------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-----|----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
|             | 出生<br>死亡 | 結婚  | 養子  | 引越  | 他   | 計   | 出生<br>死亡 | 結婚  | 養子 | 引越  | 他   | 計   | 出生<br>死亡 | 結婚  | 養子  | 引越  | 他   | 計   |
| 1796 - 1800 | 7        |     | 4   | 11  | 4   | 26  | 5        | 4   | 1  | 15  | 1   | 26  | 12       | 4   | 5   | 26  | 5   | 52  |
| 1801 - 1805 | 10       | 2   | 2   | 18  | 6   | 38  | 3        | 8   |    | 13  | 2   | 26  | 13       | 10  | 2   | 31  | 8   | 64  |
| 1806 - 1810 | 11       | 1   | 1   | 12  | 3   | 28  | 10       | 1   |    | 7   |     | 18  | 21       | 2   | 1   | 19  | 3   | 46  |
| 1811 - 1815 | 9        | 1   | 1   | 4   | 2   | 17  | 6        | 8   |    | 7   |     | 21  | 15       | 9   | 1   | 11  | 2   | 38  |
| 1816 - 1820 | 6        |     | 1   | 20  | 1   | 28  | 10       | 3   | 1  | 18  |     | 32  | 16       | 3   | 2   | 38  | 1   | 60  |
| 1821 - 1825 | 7        |     | 1   | 6   | 2   | 16  | 5        | 1   | 1  | 11  | 1   | 19  | 12       | 1   | 2   | 17  | 3   | 35  |
| 1826 - 1830 | 7        | 1   | 3   | 6   | 2   | 19  | 7        | 1   | 2  | 4   |     | 14  | 14       | 2   | 5   | 10  | 2   | 33  |
| 1831 - 1835 | 2        |     | 1   | 16  | 1   | 20  | 6        | 4   |    | 15  |     | 25  | 8        | 4   | 1   | 31  | 1   | 45  |
| 1836 - 1840 | 5        |     |     | 22  | 1   | 28  | 6        | 6   |    | 21  | 1   | 34  | 11       | 6   | 3   | 43  | 2   | 62  |
| 1841 - 1845 | 6        | 1   | 1   | 8   | 3   | 19  | 11       | 5   | 2  | 6   | 1   | 25  | 17       | 6   | 3   | 14  | 4   | 44  |
| 1846 - 1850 | 4        | 1   | 1   | 17  | 2   | 25  | 4        | 3   | 2  | 16  |     | 25  | 8        | 4   | 3   | 33  | 2   | 50  |
| 1851 - 1855 | 4        |     | 1   | 8   |     | 13  | 4        | 2   | 1  | 13  |     | 20  | 8        | 2   | 2   | 21  |     | 33  |
| 1856 - 1860 | 6        | 2   | 3   | 11  |     | 22  | 7        | 2   |    | 13  | 1   | 23  | 13       | 4   | 3   | 24  | 1   | 45  |
| 1861 - 1865 | 4        | 2   | 6   | 5   | 1   | 18  | 8        | 3   | 3  | 9   | 1   | 24  | 12       | 5   | 9   | 14  | 2   | 42  |
| 1866 - 1870 | 9        | 2   | 3   | 13  | 2   | 29  | 11       | 4   | 2  | 7   |     | 24  | 20       | 6   | 5   | 20  | 2   | 53  |
| 1871 - 1872 | 4        | 1   |     | 3   |     | 8   | 1        | 1   |    | 3   |     | 5   | 5        | 2   |     | 6   |     | 13  |
| 減 少         |          |     |     |     |     |     |          |     |    |     |     |     |          |     |     |     |     |     |
| 1796 - 1800 | 4        |     | 1   | 15  | 9   | 29  | 6        | 1   |    | 15  | 9   | 31  | 10       | 1   | 1   | 30  | 18  | 60  |
| 1801 - 1805 | 6        |     | 4   | 13  | 2   | 25  | 5        |     |    | 9   | 8   | 22  | 11       | 1   | 4   | 22  | 10  | 47  |
| 1806 - 1810 | 7        |     |     | 12  | 2   | 21  | 2        | 1   |    | 10  | 2   | 15  | 9        | 1   |     | 22  | 4   | 36  |
| 1811 - 1815 | 3        |     | 4   | 14  | 5   | 26  | 4        |     | 3  | 9   | 5   | 21  | 7        | 2   | 7   | 23  | 10  | 47  |
| 1816 - 1820 | 6        |     | 1   | 12  | 1   | 20  | 10       | 2   | 1  | 11  | 3   | 27  | 16       | 2   | 2   | 23  | 4   | 47  |
| 1821 - 1825 | 3        |     | 4   | 16  | 1   | 24  | 10       | 1   | 2  | 13  | 2   | 28  | 13       | 1   | 6   | 29  | 3   | 52  |
| 1826 - 1830 | 5        |     | 4   | 6   | 3   | 18  | 5        | 3   | 2  | 5   |     | 15  | 10       | 3   | 6   | 11  | 3   | 33  |
| 1831 - 1835 | 6        |     | 4   | 13  | 3   | 26  | 4        | 3   |    | 15  | 1   | 23  | 10       | 3   | 4   | 28  | 4   | 49  |
| 1836 - 1840 | 11       |     | 2   | 16  | 5   | 34  | 7        | 5   | 2  | 13  |     | 27  | 18       | 5   | 4   | 29  | 5   | 61  |
| 1841 - 1845 | 12       |     | 3   | 9   |     | 24  | 9        | 4   | 1  | 11  | 2   | 27  | 21       | 4   | 4   | 20  | 2   | 51  |
| 1846 - 1850 | 11       |     | 2   | 12  | 3   | 28  | 12       | 2   | 2  | 12  | 3   | 31  | 23       | 2   | 4   | 24  | 6   | 59  |
| 1851 - 1855 | 4        |     |     | 6   | 1   | 11  | 4        |     |    | 8   | 2   | 14  | 8        | 2   | 4   | 14  | 3   | 25  |
| 1856 - 1860 | 7        |     | 1   | 11  | 3   | 22  | 8        | 3   | 2  | 12  | 3   | 28  | 15       | 3   | 3   | 23  | 6   | 50  |
| 1861 - 1865 | 5        |     | 6   | 6   | 2   | 19  | 6        |     |    | 6   |     | 12  | 11       | 6   | 12  | 2   | 31  |     |
| 1866 - 1870 | 4        |     | 4   | 9   | 4   | 21  | 9        | 2   |    | 6   | 3   | 20  | 13       | 2   | 4   | 15  | 7   | 41  |
| 1871 - 1872 | 1        |     |     | 1   |     | 2   | 2        |     |    | 2   |     | 4   | 3        |     |     | 3   |     | 6   |
| 増加合計        | 101      | 14  | 29  | 180 | 30  | 354 | 104      | 56  | 15 | 178 | 8   | 361 | 205      | 70  | 44  | 358 | 38  | 715 |
| 減少合計        | 95       |     | 40  | 171 | 44  | 350 | 103      | 27  | 15 | 157 | 43  | 345 | 198      | 27  | 55  | 328 | 87  | 695 |
| 差 引         | +6       | +14 | -11 | +9  | -14 | +4  | +1       | +29 | 0  | +21 | -35 | +16 | +7       | +43 | -11 | +30 | -49 | +20 |

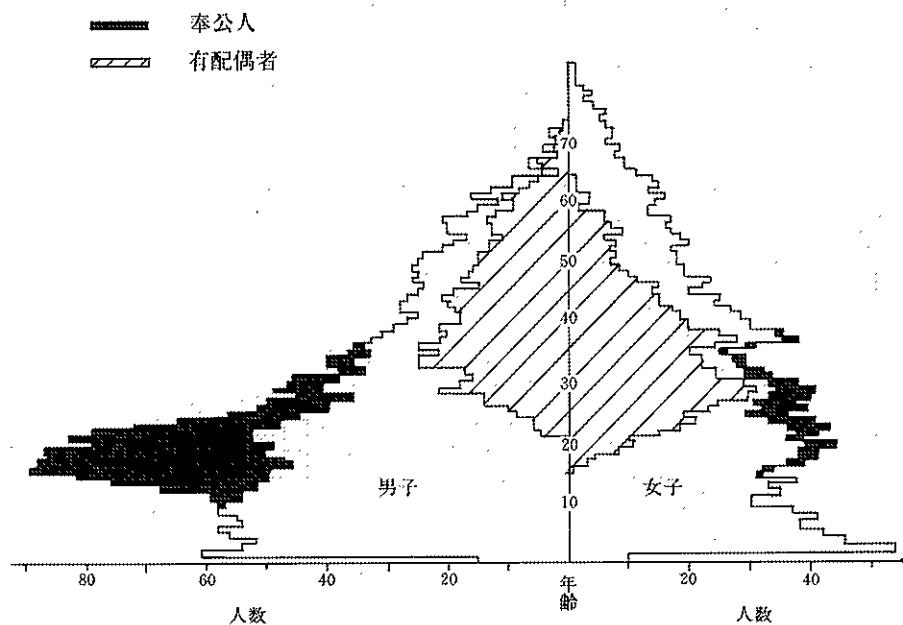
男子の「養子」には、結婚を伴う場合が入っていることが考えられる。

「他」の項目には、結婚・養子の解消、連れ子、不明等が含まれる。

第2-1図 年齢別構成 (1796-1872) 除奉公人



第2-2図 年齢別構成 (1796~1842)



を比率で示したが、ここでは、全期間に亘る各歳ごとの構成を、有配偶者を含めて第2-1図に示した。さらに、第2-2図は、奉公人の記載のある期間、すなわち天保十三年以前の各歳別年齢構成を奉公人を加えて示したものである。

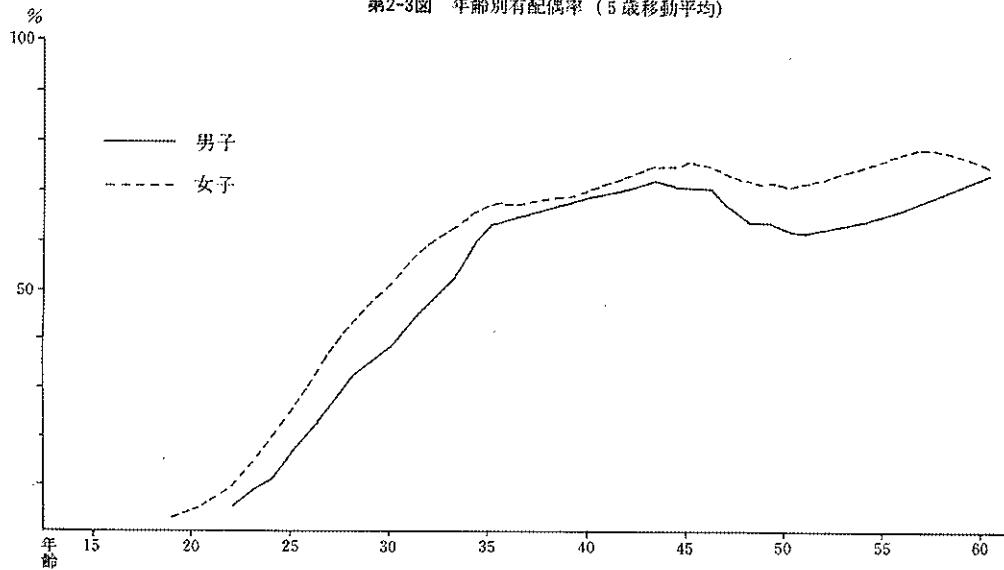
この二つの図から、この町の年齢別構成の形状は、男子と女子で若干異なり、男子の方が若いうち——三十歳代の半ば——から減り方が急になり、六五歳を越す人口は稀になってしまふのに対し、女子の方は比較的長命で、その数が顕著な減少を示すのは、四〇歳を越えてからであり、古稀を迎える者も何人かいたことが示される。

また、男子に多い奉公人は、奉公人を含めた年齢別構成の図を特異なものにしている。一〇歳から始まり、三六歳で終るその年齢分布は、とくに一六歳から二一歳にかけての層に集中し、その年齢階層の四割にも達していた。そのため、この年齢階層が突出する形状となつてゐる。奉公人の年齢が、このように比較的若い、最も生産的な層に集中していることは、彼等が從事した仕事が、商家や手工業者のもとでの肉体的労働であったことを想定させる。すなわち、この町における奉公人は、家事奉公人ではなく、商工業で雇われている丁稚、徒弟であつたと見られる。このことについては、すぐ後に検討する。

## 有配偶率

次に有配偶率を見よう。すでに年齢別構成の図に示したが、これ

第2-3図 年齢別有配偶率（5歳移動平均）



を各歳の五歳移動平均で見ると、第2—3図のごとくである。男子は最高が四三歳で七二ペーント、女子は、四五歳で七六ペーントとなっている。また、率が五〇ペーントを越える年齢……筆者は、この年齢を、平均結婚年齢としたことがあつた<sup>(8)</sup>——は、男子で三三歳、女子で三〇歳である。これは、後に計測した平均結婚年齢よりもかなり高い。その理由は、この人口においては、結婚しない者、または結婚しても離死別してしまった者が多かつたからと見ることが出来る。ともかくこの数値は、農村の事例と比べてかなり早く、やはり都市型人口の特徴を明瞭に示している。すなわち、奉公人を除いてさえ、有配偶率は低く、結婚していない者が、比較的多くおり、また、男女とも晩婚であった。

#### 世帯数変動

人口に比べ、この町の世帯数は、変動の幅が少なかつた。しかし、このことは、この町において、同じ世帯が長く続いていることを直ちに示すものではない。逆に、世帯数の毎年の総数は安定していたけれども、内容は変化に富み、ある世帯が他所へ移動してしまつた後に新しい世帯が入つて来るという「入れ換え」(turn over)の程度は、相当に高かつたのである。ここでは、この「入れ換え」現象を中心に観察する。

まず、第2—2表は、史料に登場する全世帯の動静を示したものである。最初の年、世帯数は二一であつたものが、最終的には三〇

第2—2表 世帯数の分類と変化

| 分類    | 増加  | 減少 | 差引  |
|-------|-----|----|-----|
| 全期間居住 |     |    | 4   |
| 途中消滅  |     |    | 17  |
| 途中出現  |     |    | 26  |
| 出現・消滅 |     |    | 108 |
| 当初年居住 |     |    | 21  |
| 引越    |     |    |     |
| 分家    |     |    |     |
| 合家    |     |    |     |
| 死滅    |     |    |     |
| 離婚    |     |    |     |
| 養子    |     |    |     |
| 放出    |     |    |     |
| 追明    |     |    |     |
| 理由    |     |    |     |
| 最終年居住 |     |    |     |
| 合計    | 111 | 98 | 23  |
|       | 5   | 8  | 7   |
|       | 7   | 2  | 5   |
|       |     |    | 30  |
|       |     |    | +9  |

となつてゐる。しかし、この間に史料に登場する世帯の数は延べ一五五に達する。そのなかには、明らかに同じ世帯が一旦他所に出て、再びこの町に戻つたという例が二つあるが、ここでは独立した世帯として取り扱つた。表に見るようく、史料の最初の年、寛政五年から、最後の年、明治五年まで、この町に居住し続けた世帯は僅か四戸に過ぎない。それはどのような世帯だったのだろうか。

まず、「米屋」は、奉公人を置く町内唯一の商家で、寛政十一年(一七九九)の調査によれば、「両替質物商売」、文政二年(一八一九)の「職業取調べ帳」では、「両替屋、質物渡世」とあるから、金融業者であつたに違いない。次の「荒身屋」は、それぞれの調査に、「味噌醤油商売」とあり、やはり奉公人を置く商家であつた。第三の「和泉屋」は、寛政十一年の史料では、荒身屋の商家に住んでいたことが示されているが、同時に奉公人(下男)も抱えている。

第2-3表 奉公入人数および奉公人を誇く世帯数

| 年 代         | 世帯数 | 奉公人を<br>おく世帯 | 奉公入人数別世帯数 |   |   |   |   |   | 奉公人<br>総 数 |
|-------------|-----|--------------|-----------|---|---|---|---|---|------------|
|             |     |              | 1         | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |            |
| 寛政 五 (1793) | 21  | 4            | 3         | 1 |   |   | 1 |   | 6          |
| 享和 三 (1803) | 27  | 7            | 2         | 1 |   |   | 1 |   | 15         |
| 文化 十 (1813) | 27  | 5            | 3         | 1 |   |   | 1 |   | 8          |
| 文政 六 (1823) | 25  | 6            | 2         | 3 |   |   | 1 |   | 13         |
| 天保 四 (1833) | 25  | 6            | 2         | 2 | 1 |   | 1 |   | 17         |
| 天保十四 (1843) | 27  | 4            |           |   |   |   |   |   | 12         |

職業は「石職」、「石屋職」とあり、職人であった。最後の「伊勢屋」は、両年次の調査とも「畠職」とあり、やはり奉公人（下男）を置いている職人であった。つまり、商家、手工業者二軒ずつが、この町で江戸時代後期に住み続けていたことになる。なお、この町の住民全体の職業構成については、すでに研究成果が発表されているので、ここでは繰り返さない。

以上の世帯は、いわば地付きの住民と云えるかもしない。宗門改帳の初出年から更に遡ってみると、享保十五年（一七三〇）のこの町の「屋敷割復元図」<sup>12)</sup>、「米屋」、「伊勢屋」は記載されているから、彼らの存在は享保期まで遡ることが出来る。このような地付きの住民は、商人であり、手工業者であれ、世帯構成から見て、奉公人を抱えていた点で共通している。奉公人を抱える世帯は、第2-3表のように、全世帯の二割前後に過ぎないこと、その大部分を彼等が占めていたことを考慮するならば、この町で中心的存在とし

て、事業をかなりの規模で行っていた、といえるだろう。

他方、多くの世帯が史料の初年には存在していたにもかかわらず姿を消した。当初の史料には、二一軒の世帯があつたが、一〇年後には五軒が姿を消し、三〇年後には、さらに六軒が居なくなつて、当初の世帯の半数以上が他へ引越ししてしまつた。逆に、史料の最終年にこの町に住んでいた三〇軒の世帯のうち、八軒は直前の一〇年間にこの町に入つて来た世帯で、三〇年前から続く世帯は、一七軒である。こういったことから、多くの世帯が短期間この町に留まつただけで流出してしまつたことが分る。

このことをより明確にするために、以下のような観察を行つた。この町に転入して来た世帯が、転出するまで何年間留つたか、という各世帯の逗留期間統計の作成で、第2-4表に見ることとする。

| 第2-4表 移動世帯の逗留期間 (年) |     |    |     |    |      |
|---------------------|-----|----|-----|----|------|
| 期間                  | 世帯数 | 期間 | 世帯数 | 期間 | 世帯数  |
| 0                   | 22  | 9  | 1   | 27 | 1    |
| 1                   | 18  | 11 | 1   | 29 | 1    |
| 2                   | 8   | 13 | 1   | 30 | 1    |
| 3                   | 5   | 15 | 1   |    |      |
| 4                   | 3   | 17 | 1   |    |      |
| 5                   | 5   | 19 | 2   |    |      |
| 6                   | 3   | 22 | 1   |    |      |
| 7                   | 3   | 26 | 1   |    |      |
|                     |     |    |     | 合計 | 79戸  |
|                     |     |    |     | 平均 | 4.6年 |

期間0年は、同一年に転入・転出があった世帯

世帯を、その移動理由が引越しとある世帯のみに限定した。実際には、新しい分家や、絶家、史料の最初の年に既存の世帯、最終の年に残存していた世帯もある。しかし、それらは、実際の逗留期間がわからなかつたり、

出現や消滅の理由が、引越しとは異なり、逗留期間の測定を同じように行なうことは出来ないと判断したためである。また、この表には、一度出て再度転入した世帯は、別個のものとして取り扱つた（事例数は一）。そうすると、七九の世帯が対象となる。

表に見るよう、圧倒的多数は、極めて短い期間しかこの町に逗留していない。全体の四分の一以上が、入って来たのと同じ年に他へ出ている。半ば以上が一年以内に消え、五年間以上逗留したのは、全体の三割にも満たない。もともと、前述のように、史料のある期間ずっと存続した世帯もあつたわけで、表の平均四・六年という数值は、全世帯のものではないことを銘記しなければならないが、それにも短期間である。何故、これらの世帯が、短期間のうちに町を出入りしたのかを考える前に、彼等がどこから来て、どこへ去つたのかを見ることにしよう。

転出入先の地名が史料に記録されるようになったのは、文化七年（一八一〇）のことなので、不明が多いのはやむを得ないが、七九世帯のうち、五五世帯については転入元が、五三世帯については、転出先が確認できる。転入元のなかで、「村」と名のつくところから移つて來た世帯が三軒ある。転入元の添上郡水間村は奈良の中心から東約一〇キロの丘陵部にある村、添下郡平松村は、西約六キロの平坦部の村、山城国相楽郡南大河原村は、東北東約一六キロの丘陵部の村であった。また、「村」へ転出していった世帯は六軒あつ

たが、法華寺村は奈良の西にほとんど隣接し、藤原村は南約三キロの近隣村、法蓮村は西北の境に位置する「奈良廻り」の村、野田村は事實上奈良の東にある町続きの地であり、油倉村は町方の枝郷、残りの一村は水間村であった。このようだ、僅かな事例ではあるが、「村」からの転入は、ある程度距離のある農村部からの転入であつたが、転出は奈良の町に隣接したり、実際には町の一部を構成していた「奈良廻り八カ村」への転出であつた。

これに対して、「村」以外の場所としては、転入元として、伊勢の津が一軒、大坂が二軒あり、残りの四九軒は、奈良町内での移動であつた。一方、転出については、大坂が一軒、南方約七キロにある櫟本町が一軒で、残りの四五軒は奈良市内である。

このように、移動する世帯のはとんどは、奈良の市内または隣接する地域内を移動していた。しかし、少数ではあるが、農村から直接入つて来る世帯もあり、それらは数年この町に逗留したのち、別の町に移動していった。他の都市との間の交流も少數ながらあって、大坂との出入りがあつたことを示している。

Robert Smith は、大坂に隣接する天王寺村の宗門改帳を用いて、史料を出て来る世帯の逗留期間が非常に短いことに着目し、その性格は、stable community というには程遠いことを論じている。その観察に従えば、天王寺村の堀越町と久保町の家族の平均逗留期間は、家持ち層で二〇・五年から二七・二八年、店借層で、五・一年か

第2-5表 移動世帯の構造

| 分類    | 世帯数  | 移入時  |       |
|-------|------|------|-------|
|       |      | 配偶世帯 | 非配偶世帯 |
| 家持    | 2    | 2    | 2     |
| 借家→家持 | 4    | 2    | 1     |
| 借家→同家 | 1    | 13   | 11    |
| 借家    | 24   | 1    | 1     |
| 同家    | 1    | 1    | 1     |
| 同居    | 1    | 1    | 1     |
| 不明    | 2    | 1    | 1     |
| 合計    | 35   | 16   | 19    |
| 世帯規模  | 3.2人 | 3.8人 | 2.6人  |

配偶世帯とは、戸主が配偶者を有している世帯

ら九・九年であったが、店舗では逗留一年というのが最も多くなつていて<sup>(13)</sup>。Smithは、こういった移動が頻繁に行われ得る条件として、彼等が小家族であったことを挙げている。奈良での事情はどうだつたのだろうか。家族構成とともに、これらの世帯が、家持ち層であつたのか借家層であつたのか、前記の四九世帯のうち、転入、転出の地名が判明する三五の世帯についてみると第2-5表のごとくである。

やはり奈良の場合も、これらの世帯の規模は小さく、最大でも七人であった。しかし、戸主が結婚しているか否かで分けると、約半数は結婚しており、単身者が移動していたわけではなく、世帯、しかもその半分は結婚した夫婦が家族単位で移動していた点に注目す

べきであろう。

このような移動の激しさを、いくぶんか説明する要因として、奈良が、大坂への移動の中継ぎ地であった、という事実を考慮しなくてはならない。つまり、奈良は、この町へ移動して来た人達にとって、最終の目的地ではなかつた。彼等は、機会をみつけた、大坂への移動を覗っていたのである。こういった、大坂への人口の順送り的移動については、西の方からする事例がすでに発表されていることを付け加えておこう。<sup>(14)</sup>

### 三 家族復元分析（二）結婚

#### 家族復元分析

家族復元（family reconstitution）については、折に触れ説明してきたので、ここに繰り返す必要はないだろう。歴史人口学誕生の技術的基礎となつたこの研究法を通じて、近代センサス調査開始以前の時代の結婚や出産力に関する統計が、小人口集団を単位としてではあるが、正確に求められるようになつた。<sup>(15)</sup>

東向北町は、人口規模が小さいとはいゝ、八〇年間以上にわたつて殆ど史料が連続して残されており、かつ、史料欠年数も少ないので、家族復元分析が可能である。今まで、都市の史料を用いた家族復元分析は事例も少ないので、観察結果を示し、近世都市の持つ人口学的特徴を明らかにしよう。

第3-1表 FRFの内容

| 分類1(完全家族か否) |     | 分類2(妻の出生コード) |     | 分類3(結婚コード)   |     | 分類4(結婚継続期間) |     |
|-------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|-------------|-----|
| 完全家族(CF)    | 13  | 6(1750年以前)   | 1   | 8(1776-1800) | 10  | 期間が判明       | 54  |
|             | 143 | 7(1751-75)   | 34  | 9(1801-25)   | 26  | 開始年のみ判明     | 25  |
|             |     | 8(1776-1800) | 43  | 10(1826-50)  | 22  | 終了年のみ判明     | 31  |
|             |     | 9(1801-25)   | 42  | 11(1851年以降)  | 21  | 不明          | 46  |
|             |     | 10(1826-50)  | 30  |              | 77  |             |     |
|             |     | 不明           | 6   |              |     |             |     |
| 合計          | 156 | 合計           | 156 | 合計           | 156 | 合計          | 156 |

まず、史料から得られた一五六枚の家族復元フォーム(FRF)、つまり史料に登場する一五六組の夫婦の人口学的行動を示すフォームについて、その内わけを示したのが第3-1表である。完全家族(completed family)とは、結婚後、妻の出産可能期間の終了まで、その結婚が継続した夫婦を指し、ここでは、妻が五〇歳を過ぎるまで継続した夫婦とした。完全家族は、出産力の測定を行う場合、最も正確な情報を提供してくれるので、その数が多いほどよい。残念ながら、東向北町では、その数はあまりにも少なく、完全家族だけを取り出して統計を作ることは、むしろ避けるべきであろう。その数が少ない理由は、FRFの絶対数が少ないこと、移動が激しく、史料の残存期間である八〇年以内に結婚が完結する事例が少ないとなどにある。

1表である。完全家族 (completed family) とは、結婚後、妻の出産可能期間の終了まで、その結婚が継続した夫婦を指し、ここでは、妻が五〇歳を過ぎるまで継続した夫婦とした。完全家族は、出産力の測定を行う場合、最も正確な情報を提供してくれるので、その数が多いほどよい。

以上を総合すると、この町の家族復元分析は事例数が少ないため、細かい分類をして観察することは、統計的に不適当であり、全体を通して見ざるを得ないことが判明した。以下にこの家族復元分析の結果を検討するが、結婚や出生に関して、前稿で触れなかつたこともあり、一般的な手法での観察結果も折りませて述べる。

### 結婚年齢

ある社会の人口が内部で維持されるためには、そこで結婚がいつ行われるかが一つの大変な決定要因となる。とくに、妻の初婚年齢は重要な要素である。都市は農村に比べて結婚年齢が遅かったのではないか、と考えられて来た。東向北町の場合、結論から云えばそのまま通りで、そのことが、出生率を低く押さえたであろうことは否定出来ない。しかし、その測定が、農村の場合に比べて困難なことも事実である。何故なら、都市の住民は移動率が高く、結婚年齢、とくに初婚年齢を正確に測定することが難しいからである。また、この町で得られたサンプルサイズが、あまりに少ないもので、その結果を一般化するには時期尚早という見方も出よう。しかし、得られた結果は、予想と整合的であり、検討するのに十分値する。

分類の2、および3は、それぞれ妻の出生、および、その夫婦の結婚の年代別分類である。史料の残存期間を考慮するならば、表示した期間に適当に分布していることが分る。最後の分類は、結婚の開始と終了年代が判明するか否かによるものである。

第3-3表には、男女別に、初再婚別の平均結婚年齢を示した。

再婚数が男子に多いのは、離別・死別が少なからずあったこと、男子の多くは、その後再婚したことを示している。

また、第3-3表には、男女とも、明らかに初婚と判断し得る者

について、その年齢分布を示した。

その数が少ないのは、他所から結婚

で入って来た者の初婚であるか否かの判別がつかないこと、この町内出身の者でも、利用史料の最初の年に、

一五歳以上の者は、すでに結婚していた可能性があるのでこれを除外したためである。第3-2表の、「再婚」も、明らかに再婚したことが、史料で追える者のみをとっているので、初婚か再婚か不明の者がかなり

第3-2表 平均結婚年齢

|      | 男 子 |      | 女 子(1) |      | 女 子(2) |      |
|------|-----|------|--------|------|--------|------|
|      | 事例  | 年齢   | 事例     | 年齢   | 事例     | 年齢   |
| 全結婚  | 79  | 31.3 | 78*    | 25.5 | 24     | 24.4 |
| 初婚のみ | 20  | 26.4 | 12     | 22.8 | 13     | 22.7 |
| 再婚のみ | 22  | 39.1 | 5      | 30.0 | 2      | 26.0 |

\*女子1名年齢不明のため、男子と合わない。

女子(1)は、町内での結婚

女子(2)は、町外へ結婚で出た者

含められてしまうことはやむを得ない。

このように、この町では、次節で見るように出産率が低いにもかかわらず、結婚年齢は比較的早く、都市人口に特有の性格を備えており、大量の人口を都市外から引き付けなければ、人口増大はもとより、その維持すら困難であった。

#### 夫婦の年齢差

この一五六組の夫婦について、その年齢差を観察しよう。第3-4表にその結果を示したが、農村同様、夫の年齢の方が高く、平均は六・二歳上であった。全体の三分の二が、差がゼロから一〇歳までの間に集中している。やや、年齢が大きく開いている例が多く、夫の方が一五歳以上年長の事例が、全体の約一割を占めていた。

#### 婚姻圏

婚姻の地理的範囲を知ることには、いろいろな意味がある。まず、それは、当時の人々の生活空間を知ることである。婚姻を通じて、

第3-3表 初婚年齢の分布

| 性別 | 男 子 |    | 女 子 |    |
|----|-----|----|-----|----|
|    | 種別  | 町内 | 町内  | 他出 |
| 14 |     |    | 1   |    |
| 17 | 1   |    | 1   | 2  |
| 18 |     |    | 3   | 3  |
| 19 |     |    | 1   |    |
| 20 | 2   |    |     |    |
| 21 | 1   |    |     |    |
| 22 | 1   |    | 5   | 4  |
| 23 | 1   |    | 2   |    |
| 24 | 1   |    | 1   |    |
| 25 | 2   |    |     |    |
| 26 | 2   |    |     |    |
| 27 | 7   |    |     |    |
| 30 | 2   |    |     |    |
| 31 | 1   |    |     |    |
| 32 | 1   |    |     |    |
| 34 |     |    | 1   |    |
| 36 |     |    | 1   |    |
| 39 |     |    | 1   |    |
| 40 |     |    |     | 1  |
| 計  | 24  | 12 | 13  |    |

第3-4表 夫婦の年齢差\*

| 年齢差 | 組数  | 年齢差     | 組数 |
|-----|-----|---------|----|
| -6  | 1   | +9      | 3  |
| -3  | 3   | +10     | 10 |
| -2  | 5   | +11     | 7  |
| -1  | 5   | +12     | 7  |
| 0   | 9   | +13     | 4  |
| +1  | 9   | +14     | 3  |
| +2  | 13  | +15     | 5  |
| +3  | 9   | +16     | 4  |
| +4  | 13  | +17     | 1  |
| +5  | 7   | +18     | 1  |
| +6  | 10  | +19     | 2  |
| +7  | 7   | +23     | 1  |
| +8  | 8   | 不明      | 9  |
| 合計  | 156 | 平均+6.2年 |    |

\*夫の年齢-妻の年齢

人々は日常生活が當まれる地理的な拡がりを造り出す。冠婚葬祭といふ、日本人の社会生活上基礎的な社交の場において、集まつた人々は情報を交換し合い、伝達し合つたに違いない。近代的通信交通手段の未発達な江戸時代においては、このことの持つ意味は、現より遙かに大きかつたことを考へるべきである。

次に、都市の場合、婚姻の相手が、専ら都市内部に求められるのか、都市外からだったのかという問題がある。「都市墓場」説に立つ限り、農村部から結婚の相手を迎える場合が多かったであろうことは十分想定される。しかし、それが、直接なのか、一旦奉公人として都市に入った者が対象なのか、いずれにしても、どの程度などかということになると、十分に知られていない。

最後に、婚姻を理由に都市から出て行つた者もいたはずである。

それがどの程度で、どこへ行ったのか、行先は違う都市だったのか、より人口の大きい都市へだったのか、といった問題がある。もしそうだとすれば、この町は、大都市への人口の給源としての意味を有していることになる。

こういったいくつかの問題に応えてくれる都市の史料としては、宗門改帳に婚姻元、婚姻先の地名が明記されていなければならない。東向北町の場合、幸いにも史料の残存期間を通じて大部分の場合それが記されており、婚姻の地理的範囲の観察を行うことが出来る。

第3—5表は、婚姻（養子を含む）の地理的範囲を示した。

第3-5表 婚姻の地理的範囲

| 地名   | 転入元 | 転出先 |
|------|-----|-----|
| 町内   | 5   | 5   |
| 奈良郡  | 38  | 45  |
| 山添上郡 | 0   | 4   |
| 平群郡  | 15  | 3   |
| 広瀬郡  | 1   | 0   |
| 葛下郡  | 2   | 0   |
| 式上郡  | 2   | 0   |
| 宇陀郡  | 1   | 1   |
| 高市郡  | 4   | 0   |
| 山辺郡  | 3   | 0   |
| 京都   | 4   | 1   |
| 伏見   | 6   | 0   |
| 山城国  | 0   | 2   |
| 大坂   | 12  | 1   |
| 摄津国  | 2   | 14  |
|      | 0   | 2   |
| 計    | 95  | 79  |

この表の物語るところは、およそ以下のとくである。第一に、

この表の物語るところは、およそ以下のとくである。第一に、婚姻によって転入して來た者が、同じ理由で転出した者より多い。

（実際には隣接する相模郡）からが多く、また大

國各郡からの転入を加えると、四四人に達する。奈良市内を除い

五二人の転入者中、八五パーセントが周辺農村の出身者であった

残りの八大は、京都および大坂からの転入であり、こういった点

考えると、婚姻による転入者の四割は農村部から、ということになると、「農業立派」免れて、「二三寺」へいらっしゃらうと思ふ。

〔郷地獄〕話を大いに支持してくれるよなに見える。しかし

考えられるのであって、彼等がすでに奈良または他の都市で奉公

ていたのか否かについては記載されていない。例えば、文化九

(一八二) 申年の宗門改帳には、利兵衛（この家は、文政二年（一八一九）の職業調べでは、味噌醤油商売である）が、息子の栄吉

嫁「もと」を迎えたことを記しているが、この時の記載の内容は以下のとくである。「申二月添上郡美濃庄村より賛受」。この記載は、「もと」が美濃庄村の出身であった可能性をかなり濃く示すとして、「もと」が出身村から出て、すでに奈良またはどかの都市で奉公していたことを全く否定するものではない。都市からの場合も、地名は書いてあるが、その町から直接入って来たのか否かについては問題を残している。しかし、これらの地名は、その者の出身地と考えるのが継続的であろう。

たった一つに過ぎないが、こういった移動を、移動元と、移動先の宗門改帳で確認することが出来る興味深い事例がある。それは、文化十五年（一八一八）、菊屋茂兵衛（文政二年の職業調べでは、珠数眼鏡商売とある）弟の栄蔵（二十九歳）が大坂に転出した場合で、東向北町の宗門改帳には、「大坂嶋之内菊屋町大和屋忠三郎へ養子出<sup>(16)</sup>」とある。一方、行先となつた大坂菊屋町の宗門改帳をみると、文化十四年（十月）の史料に貼紙で、「弟栄蔵右ハ南都東向北之丁菊屋茂兵衛方ヨリ引取同家ニ加ル 売九月」<sup>(17)</sup>とあって、翌文政元年の史料には、「弟 栄蔵」が家族構成員として記載されているところから、栄蔵は、文化十五年の奈良における宗門改の時点（東向北町の宗門改帳の日付は四月である）から、大坂における同じ年（但し、四月二二日に文政に改元）、十月までの間、おそらくは九月に移転したことを示している。奈良の転出元の屋号が、転出先の町名

「菊屋」であつたり、大坂の転出先の屋号が「大和屋」であることは、偶然にしてはうまく出来過ぎてゐる感もあるが、双方の史料の記載において、出身や行先が整合することは、宗門改帳の記載が、こういった面では十分信頼出来るものであることを示してくれる。

ただし、栄蔵に関しては、別個に一つの問題を投げかけてくれる。この栄蔵を大坂菊屋町の宗門改帳で追つていくと、文政二年の大和屋忠三郎の箇所に栄蔵は記録されているけれども、貼紙で「弟栄蔵右栄蔵屋号名改林田屋跡兵衛 堂嶋新地武丁目塩屋伊兵衛支配借家え別宅仕候ニ付人別除く 卯八月」とあり、大和屋へ戸主の弟として「養子」に入つて僅か二年で、そこを出て堂嶋新地に借家を構えたことが記されている。勿論大和屋の誰とも結婚したわけではなかつた。このような事例は、宗門改帳に出て来る「養子」という移動の理由が、現在使われているような家督の相続を伴うようなものではなく、どちらかといえば、便宜的に使われていたことを物語つてゐる。そうなると、さきに、結婚と養子を同じカテゴリーに入れて、婚姻に伴う移動としたことには問題があることになる。しかし、「養子」のなかには、東向北町の宗門改帳の例に多く見られるように、結婚を伴う場合も含まれていたことも事実である。「養子」を理由に、入つて來た者についてはともかく、出て行つた者について、結婚を伴つたか否かを判別する術は、大坂菊屋町のように、たまたま転出先の宗門改帳が利用可能で、詳細な記載をしていてくれない

限り不可能である。ここでは、「養子」という移動理由のなかに、縁組関係を伴わないものが含まれていたこと、むしろ、人口移動が、そのような名目で行われていたことを知つておくべきだというにとどめよう。<sup>(18)</sup>

本題に戻ろう。婚姻の理由でこの町に入つて来た者は、結婚を伴おうと、養子であろうと、約四割は農村出身であった。その範囲は、吉野郡を除く大和国全域、つまり大和盆地全体に拡がり、低い丘陵が境となっている隣国の山城国相楽郡に及んだ。地形的に南北に細長い直徑約二五キロの範囲（奈良はその中心より北寄りにあった）が、ほぼ出身地の範囲を構成していた。一方、少数ながら、大坂と京都からの流入者がいたが、世帯の流入と同様に、京都からの転入の多いのが目立つている。

一方、婚姻を理由にこの町から出て行つた者について見ると、断然都市が多く、郡部へは僅か八人で、全体の一割に過ぎない。奈良市内について大坂が多く、この町は大坂への人口流入の給源の一つとなっていた。奈良において都市生活の経験を積んだ者は、大坂という商業都市の構成要素として、積極的に迎えられた、と云えるのかもしけれない。<sup>(19)</sup>

### 結婚の継続期間

結婚の継続期間が確定出来る夫婦、すなわち、史料の残存期間内に結婚が始まり、終るケースは、合計五四である。その平均は一〇

第3-6表 結婚継続期間

| 期 間 | 件 数 | 期 間 | 件 数 |
|-----|-----|-----|-----|
| 1年  | 9   | 18年 | 2   |
| 2   | 4   | 19  | 1   |
| 3   | 8   | 20  | 1   |
| 4   | 3   | 21  | 1   |
| 5   | 2   | 22  | 2   |
| 6   | 3   | 23  | 1   |
| 8   | 3   | 24  | 1   |
| 9   | 1   | 27  | 1   |
| 10  | 2   | 28  | 1   |
| 12  | 1   | 29  | 1   |
| 14  | 2   | 43  | 1   |
| 16  | 1   |     |     |
| 17  | 2   |     |     |
|     |     | 計   | 54  |
|     |     | 平均  | 10年 |

年で、最長でも四三年となつていて、第3-6表に見ると、五四例中、半分は六年以下であり、一〇年以上継続する例は、三分の一に過ぎず、結婚を長く続けることが如何に困難であったかを物語つてくれる。

結婚が長期に亘つて継続する事例が如何に希少であるかは、表に見るよう、二五年以上結婚が継続する夫婦、今日流に銀婚式を迎える夫婦が、全体の僅か一割にも達しないということからも読みとることが出来る。こういった結婚継続期間を農村の場合と比較するとなどうだろうか。ほぼ同時期の西美濃平坦部農村の二三〇〇組の夫婦について求めた結果では、平均一九年、継続期間一五年以上が全体の約三分の一という状況であった。<sup>(20)</sup> この数値と比較して、如何にこの町の結婚生活が短かったかが分るだろう。

何故東向北町では、結婚継続期間がこれほど短かったのだろうか。一つには、先にも述べたように、住民のこの町への逗留期間自身が

第3-7表 結婚終了理由別

| 終了理由     | 件数 |
|----------|----|
| 死別(夫の死亡) | 39 |
| 死別(妻の死亡) | 16 |
| 離別       | 17 |
| 死別か離別(夫) | 3  |
| 死別か離別(妻) | 8  |
| その他      | 2  |
| 計        | 85 |

死別か離別(夫)とは、夫が死亡したか不縁で消滅した場合。  
死別か離別(妻)とは、同上妻の場合。

夫婦のあり方も農村とは異なつていて、そこで、東向北町の FRF から、結婚の終了理由の判明する事例を選び出して、理由別の一覧を第3-7表に示した。

合計八五例のなかで、最高の割合を占めるのは、夫の死亡であるが、明らかな離別がそれについている。死別か離別のなかのいくつかは離別であろうから、離別の占める割合は、二〇パーセント以上に達していたのである。これは、筆者がかつて計測した、美濃国の四六〇〇組の FRF を使つた分析で出した離別の率一六ペーセントと比べて、それほど差はないよう見えなくとも二〇ペーセント、

短かつたことがある。結婚していても、他の町へ移動したり、結婚した夫婦がこの町へ入つて来た場合には、結婚継続期間不明としてこの表から除外されてしまうので、表には継続期間の短い夫婦が多くカウントされていることは否めない。しかし、実際、都市では結婚の継続が短かった可能性も十分考えられる。一方で、江戸時代の都市生活が、想像以上に健康的であったという見方<sup>(2)</sup>もあるが、とくに妊娠や出産に伴う危険な時期の栄養や生活環境は、農村に比べて良好であったということは出来ないだろう。また、都市生活に伴い、夫婦のあり方も農村とは異なつていて、そこで、東向北町の FRF から、結婚の終了理由の判明する事例を選び出して、理由別の一覧を第3-7表に示した。

妻の死亡による事例は予想したより少ない。しかし一六例のうち、一例を除いてその死亡年齢は、出産可能期間内であり、六例は二〇歳代である。やはり、こういったことが、都市人口の再生産率をネガティヴにする要因として作用していたのである。

#### 四 家族復元分析（二）出産力

##### 年齢階層別出産率

家族復元分析を通じて得られる人口統計のなかで、年齢階層別出産率は、出生に関する状態を最も正確に示してくれる数値である。

通常、出生率と呼ばれているものは、人口学上は、粗出生率と称され、出生数を総人口で割れば求められるので、数値は得やすい反面、性比、年齢別構成、配偶率等の外的要因が含まれてしまい、統計的には漠然とし、出生を現わす指標として純粋なものとは云えない。これに対し、年齢階層別出産率は、結婚している夫婦の妻が、それぞれの年齢において、どれだけ出産するか、という明確な限定期の数値であり、他の要素が入らないものである。ただ、家族復元を通して求められた年齢階層別出産率は、両親が史料上確定出来るものに限られ、婚姻外の出産については見落されてしまう。その数が多いと、出生の実際とかけ離れた結果しか出て来ないということに

なる。従つて、家族復元を通じて得られる年齢階層別出産率は、あくまで婚姻出産率である。

この町の場合、史料利用可能期間中、総出生数は二〇五例あるが、そのうち二三（一一パーセント）例は婚姻外の出産、より厳密にいえば史料上で両親の確定が出来ない出産であった。都市の場合、この率が高くなるのは当然考えられるが、出生の状況を決定的に変える程に高い比率ではないから、家族復元を通じて求められた年齢階層別出産率は、この町における出生の状態をかなり正確に知らせるのである。

第4-1表は、五歳刻みの妻の年齢階層別出産率で、当該期間の、完全家族・非完全家族を合算して得た数値である。また、第4-1図は、これをグラフで示したものであるが、比較のため、美濃国安八郡西条村の事例を重ねた。

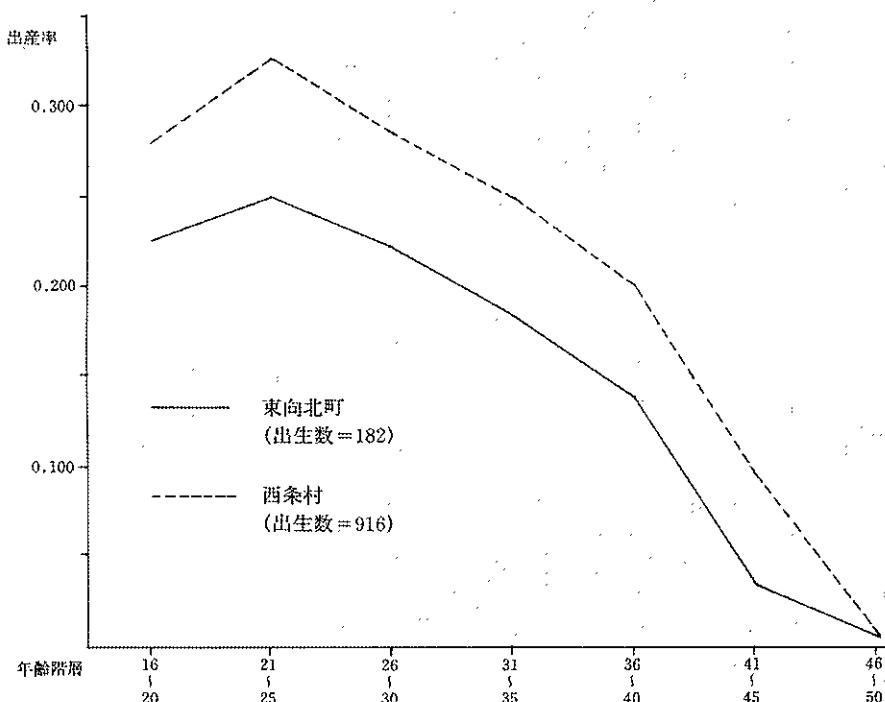
西条村を選んだ理由は、前稿で述べたように、この村の史料の記載内容が豊富で、信頼度も高く、近世後半の農村の歴史人口学的指標の一つの基準として用いることが出来るからにほかならない。

#### 東向北町の年齢階層別出産率

第4-1表 年齢階層別出産率

| 年齢階層     | 延年数    | 出生数 | 出産率   |
|----------|--------|-----|-------|
| 15以下     | 4.0    | 1   | 0.250 |
| 16 - 20  | 53.0   | 12  | 0.226 |
| 21 - 25  | 160.0  | 40  | 0.250 |
| 26 - 30  | 231.5  | 51  | 0.220 |
| 31 - 35  | 221.0  | 41  | 0.186 |
| 36 - 40  | 212.5  | 30  | 0.141 |
| 41 - 45  | 165.0  | 6   | 0.036 |
| 46 - 50  | 85.5   | 2   | 0.023 |
| 16 - 50計 | 1128.5 | 182 | 0.161 |

第4-1図 年齢階層別出産率（東向北町と美濃西条村）



第4-2表 妻の結婚年齢別出生数

| 妻の年齢 | 結婚年齢* |     |     |     |     |     |     |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | 東     | 向   | 北   | 町   | 西   | 条   | 村   |
|      | 16    | 21  | 26  | 16  | 21  | 26  |     |
| 20   | 1.1   |     |     | 1.4 | 3.1 | 1.6 | 1.4 |
| 25   | 2.4   | 1.3 |     | 4.5 | 3.1 | 4.3 | 2.7 |
| 30   | 3.5   | 2.4 | 1.1 | 5.7 | 6.7 | 5.3 | 3.7 |
| 35   | 4.4   | 3.3 | 2.0 | 7.2 | 5.8 | 4.2 |     |
| 40   | 5.1   | 4.0 | 2.7 |     |     |     |     |
| 45   | 5.3   | 4.2 | 2.9 |     |     |     |     |
| 50   | 5.4   | 4.3 | 3.0 | 7.3 | 5.9 | 4.3 |     |

\*各年齢の当初に結婚したものとする。

見ると、最高でも二二一  
二五歳層の〇・二五〇、す  
なわち一年間に〇・二五人、  
四年に一回の出産を経験し  
たことになる。その後年齢  
の経過とともに出産率は低  
下し、四〇歳代になると急  
速に落ち込んでいる。一方、  
二〇歳以前の出産率は、そ  
の直後に比べるとやや低く、  
グラフに現れているように鍵状の推移を示している。

第4-1図に示した東向北町と西条村の年齢階層別出産率曲線の  
形状は類似し、各年齢階層において二つの線は平行しているが、そ  
の差は歴然としている。東向北町の方がはるかに低いのである。そ

の結果、完全家族が持つ子供数は、西条村の場合と比べてかなり少  
なくなる。第4-2表に、求められた二つの地点の年齢階層別出産  
率の数値に基づき、妻の結婚年齢別に、完全家族が生涯持つ出生数  
を計算した。

この表からも明らかのように、どう見ても、東向北町の出産率は、  
同時期の西条村と比べて低いのである。その結果、もし、東向北町  
において、二一歳で結婚した妻は、五〇歳までその結婚が継続した  
としても、出生数は四・三ことどまり、この数は高かつた幼児死亡  
率、妻の妊娠・出産時の高死亡率、配偶率等を組み合わせると、人  
口を維持するのにやっとという値である。同じ結婚年齢でも、西条  
村の場合には、出生回数五・九であり、この数は人口を維持させる  
だけなく、増大を可能にさせる高さである。逆に西条村の場合、  
出生回数四・三を実現させるためには、結婚年齢が二六歳であって  
もよかつたし、二二歳で結婚して、その結婚が三五歳で終了しても  
よかつたのである。

この町の人口が内部で維持されるためには、その結婚が妻の出産  
可能な年齢の終り（五〇歳）まで継続するとしても、二一歳で結婚し  
なければならなかつた。然るに、第3-2表に見るよう、実際の  
結婚年齢はもっと晩かつたし、引越しやいづれかの死亡により、途  
中で結婚が終了してしまった場合が少なからずあつたのである。

#### 出産終了年齢

出産が妻の何歳のとき終了するかは、出産率の一つの決定要因で  
ある。出産の終了または停止は、人為的にも決定出来るが、終了の  
仕方、つまり全員が、ある年齢で出産を止めてしまうのか、ある者  
は止め、ある者は続けるのか、といった差異も、その人口集団の性  
格を物語つてくれるるのである。しかし、この測定のためには、結婚  
が妻の出産可能期間を越えるまで統く事例が多くあることが必要だ  
が、予想されるように、東向北町の場合、そのような事例は極めて

少なく、有意な統計を求めるることは出来なかつた。ここでは、参考資料として、妻が四五歳を越えるまで結婚が継続し、かつ出産を一度でも経験した夫婦一四組を対象として、最終の出産年齢を見るに留める。

一四の例の平均は、三七・九歳で、すでに明らかになつてゐる農村の事例と遠くかけ離れてはいない。ただ、年齢は最低が二四歳から最高五〇歳まで、とくに三五歳から四四歳までは殆ど各歳一人に拡がつており、若くして出産を止めた夫婦と、晩くまで継続した夫婦があつたことを想定させる。それが何によつて決定されたのかは、今後の課題である。

以上、前稿とともに、近世後期奈良東向北町に住んだ人々——なかには、逗留期間が一年にも満たなかつた者もいたが——の人口学的行動を出来るだけ明らかにした。

本論では触れなかつたけれども、宗門改帳には、奉公人（下女）として記載されている者が、戸主と結婚する事例もあつた。すなわち、足袋職の喜七郎は、寛政十一年に妻を亡くしたが、文化三年には五五歳で、この家に享和二年以来、奉公人として来ていた「るい」（三二歳）と結婚し、この結婚は喜七郎が文政二年、六八歳で死亡するまで続いた。この間に一女をもうけている。奉公人が一家

の主人と結婚する例は、農村でも皆無とは云えないが、やはり都市における人々の行動を示すものであろう。

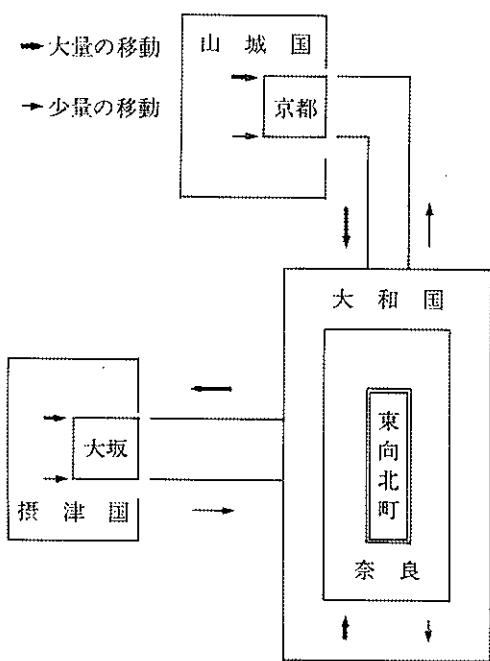
最初に提起した問題、つまり前近代都市の「蟻地獄」説ないしは「墓場」説をめぐる問題についてはどのような回答が出来るのだろうか。この町の観察結果をもつて都市の代表とし、比較に用いた美濃西条村の数値をもつて農村を代表させるのは、勇氣の要ることであるが、今後の比較の焦点を定める意味でも思い切つて行ってみよう。

確かに、出生率と死亡率のみで見る限り、両者は均衡していて、都市は死亡率が高いから、人口を他から引きつける、と簡単にきめてしまふのは早計であることが判明した。これには、この町が、觀察期間中たまたま大量死亡を伴うような流行病に襲われなかつたらかもしれない。单年度で見る限り、死亡数の最も多かつたのは、

文政二年（一八一九）、天保十年（一八三九）、弘化四年（一八四七）の七人であり、他の都市のように一挙に全人口の一割以上を失うような災厄には見舞われずに済んだ。連續した年代で見ても、一八四〇年代は確かに死亡数の多い年が続いたが、一八四〇年と一八五〇年の人口を比べると、奉公人を除いて一人かえつて増えているほどである。奈良の町がそうだったか否かは分らないけれども、同時期の大坂が大きく人口を減らしたのに比べれば、異なつている。

しかし、農村と比較すれば、都市は明らかに出生率は低く、死亡

第5-1図 奈良・京都・大坂間の人口移動



率は高かつた。高次の指標である、年齢階層別出産率にも歴然とした差があつたし、死亡年齢の分布も、前稿で見たように、幼児期を過ぎると、都市では、特にピークとなる年齢のない、何歳で死んでも不思議ではない形状をなしている。これに対して、農村では、ほぼ五〇歳から七〇歳に死亡が集中し、逆に、それ以前には、比較的死亡の機会は少なかつた。このような、都市住民の生死の特徴は、当然彼らの生命観に農村とは異なる特質を与えたに違いない。

結婚に関しては、都市では結婚年齢は晩く、有配偶率は低く、しかも結婚継続期間が短かつた。奈良の町自身が、近くに大都市大坂（おそらく、ある時期には京都も含んでいたと思われる）を控えて、

奈良を中心とした大坂、京都への近世後期の人口移動を図式化してみると、第5-1図のことである。ただし、大坂・京都間の移動は分つていいない。

こういった意識を含んだ問題への接近は容易に達成されそうにないが、これらの特質を備えた社会集団こそ「蟻地獄」の実相だったのである。

当初の設問に対しても、それが積極的に検証されたわけでもないが、同時に否定されたわけでもないので、筆者はなお「蟻地獄」説を留保し、さらに検討を進めるべく、観察例を増やし、十分議論に耐えられるだけの史実を明るみに出したい。

## 注

(1) 速水「近世都市の歴史人口学的観察——奈良東向北町・寛政五年—明治五年——」三田学会雑誌 八二巻 特別号一九九〇年三月、一五六—一七五頁。

(2) 「日本都市生活資料集成 第九巻 門前町編」三二書房、一九

そこへの人口移動の中継点としての性格を持っていたので、人口の移動は、個人、夫婦、世帯の各レベルで非常に激しく、史料の残る八〇年間を通してこの町に住み続けた世帯は、僅か四軒という有様であった。こういった不安定性は、この町の、町を単位とした社会集団を持つべき意識に、やはり特質を与えたであろう。

奈良を中心とした大坂、京都への近世後期の人口移動を図式化してみると、第5-1図のことである。ただし、大坂・京都間の移

七七年、一九七一四四九頁所取。

(3) E. A. Wrigley, *Population and History*, London, 1969, 速水

譯訳『人口と歴史』筑摩書房、一九八一年、参照。

(4) 速水「近世後期地域別人口変動と都市人口比率の関連」研究紀

要(徳川林政史研究所)昭和四十九年度、二三〇—一四四頁。

(5) 「蟻地獄」と云ふ言葉を、いのうな意味で最初に用ひたのは、

速水融・内田宣子「近世農民の行動追跡調査——濃州西条村の奉

公人——」研究紀要(徳川林政史研究所)昭和四十六年度、二五

一頁においてであった。

(6) ミーリッパ都市史のみならず、大正期の日本でも、このことが  
唱えられていた。斎藤修「都市蟻地獄説の再検討」速水他編『徳  
川社会からの展望 発展・構造・国際関係』同文館、一九八九年、  
三三九—一六一頁所取、を見よ。

(7) Allan Sharlin, "Natural decrease in early modern cities: a  
reconsideration." *Past and Present*. 79, 1978. その後の考え方

は、Jan de Vries & A. Van der Woude によって繼承されてい  
る。日本では、斎藤修、前掲論文を見よ。

(8) 速水「近世農村の歴史人口学的研究」東洋経済新報社、一九七

三四年、一一三三頁。

(9) 「万大帳」(所収本三五一、一一頁)の寛政十一年二月二十日付  
「家数罷数并諸商売人御改帳写」による。

(10) 同上(所収本三七一、一一頁)の文政二年八月付の表題のない渡  
世調査による。

(11) 前掲「万大帳」の広吉寿彦・安彦勘吾両氏による解題(『日本  
都市生活資料集成 第九卷』二八一三)一頁)および、鎌田道隆・

近世奈良町研究グループ「奈良・東向北町の町内構造——『万大  
帳』の分析——」奈良大学紀要、一四、一九八五年、七八一九八  
頁所取、参照。

(12) 鎌田道隆・近世奈良町研究グループ、前掲論文、八二一頁。

(13) Robert J. Smith, "Small families, small households, and  
residential instability: town and city in 'pre-modern' Japan." in  
Peter Laslett, (ed.) *Household and Family in Past Time*,  
Cambridge, 1972, pp. 429—471.

(14) 現在では神戸市の繁華街となつてゐる摂津国花熊村の、ほぼ同  
時期の宗門改帳を用いて、松浦昭氏は、この村への流入人口と流  
出人口の分析から、そこには見出された移動が、「一種の労働移動」  
として、ラヴァンソン・タインのいう都市への「段階的移動」であ  
る、と考へてゐる。同氏「近世後期労働移動の一形態——摂津國  
花熊村の人口移動を中心として——」社会経済史学、三八巻六号、  
一九七三年、所取。

(15) もとより、速水「江戸の農民生活史 宗門改帳にみる邊尾の一  
郷村」(NHK テックス)日本放送出版協会、一九八八年、五八  
一六六頁を見よ。

(16) 脇本平一郎・宮本又次編『大坂菊屋町宗旨人別帳 第五卷』吉  
川弘文館、一九七五年、三七八頁。

(17) 同書、四二七頁。

(18) 全く同様の事例が、前掲の摂津国花熊村の場合にも見られる。  
松浦昭、前掲論文を参照。

(19) 斎藤修「商家の世界・裏店の世界 江戸と大阪の比較都市史」  
リブロボーム、一九八七年、は、大坂の商家が、職業に熟練した

雇い人を求めていた点で、日本橋を除く江戸の商家も異なった性格を持っていたのではないか、と指摘している。

(20) 速水「近世濃尾地方農民の人口学的観察——四大〇〇組の家族復元を通じて——」研究紀要（徳川林政史研究）昭和五十四年度、二八六—三一七頁。

(21) スーザン・B・ハンレー（友部謙一訳）「前工業化期日本の都市における公衆衛生」速水他編「徳川社会からの展望 発展・構造・国際関係」同文館、一九八九年、二一五—二三一七頁所収、を見よ。

(22) 日本の事例 *ibidem*, Akira Hayami, "Illegitimacy in Japan," in Peter Lastett et al (eds), *Bastardy and its Comparative History*. London, 1980, pp. 397—402, 見よ。

〔補記〕 本稿も前稿同様、多くの方々の協力の産物である。ふくしま、長崎俊子さん、細谷美枝子さんには、史料の整理、統計の作成過程で多大の協力をいただいた。深く感謝したい。また、近世の都市住民の研究に対しては、三菱財團より人文助成「近世都市住民の行動と意識」を交付されている。本稿は、その成果の一部である。